

議員提出議案第三号

箕面市議会委員会条例改正の件

箕面市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年六月十一日提出

箕面市議会議員 増田京子

同 名手宏樹

同 大脇典子

同 武智秀生

同 中井博幸

同 岡沢聡

箕面市条例第 号

箕面市議会委員会条例の一部を改正する条例

箕面市議会委員会条例（昭和三十四年箕面市条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項を次のように改める。

委員長は、災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第十七条第一項の秘密会は、この限りでない。

第十二条の二第二項中「オンラインによる」の下に「方法で」を加え、同条第三項中「次条、第十四条第一項及び第二十七条第一項の出席委員とする」を「この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす」に改め、同条第四項中「オンラインを活用した委員会における表決の方法」を「オンラインによる方法での委員会の開会方

法」に改める。

第二十一条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十五条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第二十二条第二項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第二十五条見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第二十六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

- 3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

第二十七条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を第二項とし、同条に次の一項を加える。

- 3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明

らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

## 附 則

この条例は、令和六年八月二十九日から施行する。

## （提案理由）

箕面市議会委員会へのオンラインによる出席に関する規定等を整理するため、本条例を改正するものである。